

ナノスタンド設置に関する覚書

狛江市（以下「甲」という。）とウォータースタンド株式会社（以下「乙」という。）は、令和4（2022）年8月30日付けで締結した「プラスチックごみ削減に関する協定」に基づき、乙が提供するナノスタンド（マイボトル用給水機。設置部材を含む。以下同じ。）の設置について、次のとおり覚書を締結する。

（適用期間）

第1条 本覚書の適用期間は、覚書を締結した日から令和5（2023）年3月31日までとする。ただし、甲又は乙が本覚書の更新を希望する場合は、期間満了日の3か月前までに相手方に対し意思表示を行うものとし、甲乙協議のうえ合意した場合には、更新することができる。

（設置場所及び設置台数）

第2条 乙は、甲の要請に応じ、甲が指定する市役所等の施設においてナノスタンドを35台を上限に設置するものとする。

2 前項の上限数を超えた設置については、当該超過分の条件等詳細を踏まえ甲乙協議のうえ決定するものとする。

（保守点検等）

第3条 乙は、乙が設置するナノスタンドについて、乙が機種毎に設定する基準に従い、以下の保守点検等を実施するものとする。

（1）定期点検：動作確認、水漏れ等の確認及び外装清掃

（2）修理対応：取扱説明書等の注意事項に沿った正常な使用状態での故障に対する修理

（3）部品交換：消耗部品等の交換

（4）フィルター交換：乙の定める交換周期に沿った、使用済みフィルターの未使用品との交換

（撤去）

第4条 乙は、本覚書の期間が満了したときは、本覚書に基づき設置したナノスタンドを速やかに撤去するものとする。

（権利等）

第5条 本覚書に基づき設置するナノスタンドの所有権は乙に属し、甲はこれらの全部又は一部について、第三者に対する譲渡その他の処分をしてはならない。

（費用負担等）

第6条 ナノスタンドの標準設置費用、保守点検費用、修理費用、部品交換費用、フィルター交換費用、ナノスタンドレンタル費用及び撤去費用は、乙が負担する。

2 ナノスタンドの運用に係る光熱水費は、甲が負担する。

(善管義務)

第7条 甲は、本覚書に基づき設置されたナノスタンドを善良なる管理者の責任を持って管理しなければならない。

2 甲又は施設利用者の故意又は過失によりナノスタンドが紛失・破損した場合は、甲乙協議のうえ対応を決定するものとする。

(守秘義務)

第8条 甲及び乙は、本覚書に係る業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務以外の目的で使用してはならない。

(協議事項)

第9条 本覚書に定めのない事項の処理及び本覚書の変更については、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

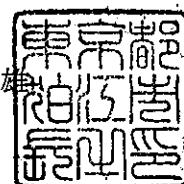
本覚書の証として本覚書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

令和4（2022）年8月30日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

甲 狛江市
狛江市長

松原 俊雄



埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目463番地

乙 ウォータースタンド株式会社
代表取締役

本多 坪

